

○財務省告示第三十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十九年一月十日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記 利付国庫債券（十年）（第三百四
十五回）
二 発行の根拠 財政運営に必要な財源の確保を
の法律及びそ 図るための公債の発行の特例に
関する法律（平成二十四年法律
第一百一号）第三条第一項及び特
別会計に関する法律（平成十九
年法律第二十三号）第四十七条
第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定

四 発行方法 振替機関は日本銀行とする。
価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）、価格競
争入札と同時に行われる入札で
あって、価格競争入札において
定められた利率をその利率とし
、価格競争入札において募集
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格

											十 十		九 八														
											ロ イ 一		振 額 最														
											発 行 行		替 単 位														
											格 競 価		額 面 金														
											争 入 札		行 争 入 札														
											非 格 第 I		非 格 第 II														
											者 参 加 場		者 参 加 場														
											国 債 市 場		国 債 市 場														
											札 発 行		札 発 行														
											非 競 争 入		非 競 争 入														
											九 億 七 千 百 十 五 万 八 千 百 円		五 万 円														
											二 千 百 十 七 億 六 百 四 十 四 万 円		五 万 円														
											二 千 三 百 三 十 四 億 九 千 九 百 七 十		二 千 三 百 三 十 四 億 九 千 九 百 七 十														
											五 万 円		五 万 円														
											平	す	額	の	振	五											
											成	る	の	記	替	万											
											二	。	整	載	法	円											
											十	数	倍	は	の	十											
											九	の	金	録	規	七											
											年	額	に	は	定	億											
											一	に	よ	よ	に	六											
											月	よ	る	最	よ	百											
											十	る	も	低	る	四											
											日	の	の	額	口	十											
												と	金	簿	座	万											
															簿	円											
																四											
																十											
																三											
																十											
																三											

十三

の経過入価・別の
払過札格第参
込み子率行争非者

年〇・一パーセント
募入決定の通知を受けた者は、
払込金額に追加、次の算式によ
り算出した金額を第二十号に規
定する期日に払い込むものとす
る。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1 \times 21}{100 \times 365}$$

十四

初期利子

平成二十九年六月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1 \times 1}{100 \times 2}$$

十五

第二期
の利子

毎年六月二十日及び十二月二十
日を支払い、各支払期にお
いて、その日以前六箇月に属す
る利子を支払う。

平成三十八年十二月二十日
額面金額百円につき百円
日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

二十

払込期日

平成二十九年一月十日